新型コロナウイルス感染症に関する 事業者向け各種支援施策のご案内(続報)



当所3階に開設しております事業者向け「共同相談窓 口」や電話でのご相談で、お問い合わせが多かった支援施 策についてご紹介いたします。

その他の支援策については、当所ホームページ (https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/coronavirus/) にまとめておりますので、そちらをご覧ください。

〈中小企業生産性革命推進事業〉

※5/22付で、各補助金の特別枠のうち、類型Bと類型Cの補助率が2/3から3/4へ引き上げられました。

(特別枠の対象事業の類型)※3補助金共通

- 類型A:サプライチェーンの毀損への対応 ・類型B: 非対面型ビジネスモデルの転換 類型C:テレワーク環境の整備
- ※小規模事業者持続化補助金(通常枠・特別枠)、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(特別枠)において、ガイドライン等に沿った感染防止対策 の投資に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠 (事業再開枠) が上乗せされます。詳細については、各補助金のホームページをご確認ください。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の方が、販路開拓等の取り組みを行う際、経費の一部が助成される補助金。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために販路開拓を行う事業者を対象に「特別枠 (コロナ特別対応型)」が設けられています。特別枠 (コロナ特別対応 型)は、特例として、2020年2月18日以降に発生した経費を遡って対象とすることができます。

	通常枠(一般型)	特別枠(コロナ特別対応型)
対 象	小規模事業者等	
補助上限	原則50万円	原則100万円
補助率	2/3	類型A 2/3 類型B又はC 3/4
申込期限	10月2日(金)当日消印有効 (第3回締切)	8月7日(金)必着

※詳細については下記ホームページで ご確認いただけます。









〈特別枠(コロナ特別対応型)〉

https://www.fukunet.or.jp/

申込みにあたり、補助金申請者が所在する地区の商工会議所・商工会で書類確認作業が必要のため、締切日まで余裕を持った日程(締切1週間前までに)で、 商工会・商工会議所にご相談ください。

なお、福岡商工会議所では、一般型の事業支援計画書 (様式4)とコロナ特別対応型の支援機関確認 (様式3)の発行依頼はメールにて受付ております。申請書類等 を添付の上、こちらの (fkchiiki@fukunet.or.jp) メールアドレスにお送りください。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する補助金。

※新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率を引き上げた「特別枠」が設けられ ています。特別枠については、補助対象経費に広告宣伝・販売促進費も加わります。

	通常枠	特別枠	
対 象	中小企業・小規模事業者等		
補助上限	原則1,000万円		
補助率	中小企業者1/2 小規模事業者2/3	類型 A 2/3 類型 B 又は C 3/4	
申込期限	8月3日(月)17時		

※詳細については下記ホームページで ご確認いただけます。



http://portal.monodukuri-hojo.jp/



IT 導入補助金 2020

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援する補助金。

※新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び感染症拡大防止に向け、テレワーク導入や業務改善等を行う事業者を対象に、補助率を引き上げた 「特別枠」が設けられています。

	通常枠	特別枠
対 象	中小企業・小規模事業者等	
補助上限	30~450万円	
補助率	1/2	類型A 2/3 類型B又はC 3/4
申込期限	6月26日 (金) 17時 (予定) (4次締切)	6月26日(金)17時(予定) (3次締切)

※詳細については下記ホームページで ご確認いただけます。



https://www.it-hojo.ip/



国 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給。

■対 象 者:中堅·中小法人、個人事業者

■給付額:法人200万円(最大)、個人事業者100万円(最大)

■申請要件:新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比の50%以上減少している事業者

■申請方法:「電子(オンライン)申請」を基本とします。

※ご自身で「電子(オンライン)申請」を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設されています。

○申請サポート会場 電話予約窓口(オペレーター対応) 0570-077-866

○申請サポート会場 受付専用ダイヤル(自動ガイダンス) 0120-835-130

電話予約には「会場コード | が必要です。会場コードはホームページの 「開催場所一覧 | をご確認ください。

※詳細については下記ホームページでご確認いただけます。 https://www.jizokuka-kyufu.jp/



福岡県 持続化緊急支援金

県では、新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起 の糧としていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付。

■対 象 者:中堅・中小法人、個人事業者

■給 付額:法人50万円(最大)、個人事業者25万円(最大)。

■申請要件:1.2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上 50%未満減少した月があること。

2. 対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。

3. 国の「持続化給付金」を申請していないこと。

■申請期間:2020年5月2日(土)から緊急事態解除宣言がなされた日の翌月末(最長2021年1月15日)

■申請方法:「電子(オンライン)申請」を基本とします。

〈申込サイト〉 https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/

※Web上での電子申請が困難な方のために、申請支援窓口(事前予約制)を開設されています。

ご予約等につきましてはお問い合わせ先(0570-094894)へご連絡ください。

(2)5月7日から5月31日までの賃料の8割(1施設ごと上限30万円)を支援

※詳細については下記ホームページでご確認いただけます。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinkyushienkin.html

休業のおよくせ



福岡市 休業・時短要請への協力店舗等への家賃支援

緊急事態宣言に基づき、福岡県から出された協力要請等を受け、休業した施設又は時間短縮営業した食事提供施設 の賃料の8割を補助。

■支援内容:①4月7日から5月6日までの賃料の8割(1施設ごと上限50万円)を支援

対 象:①福岡県から出された協力要請等を受けて、対象期間中に定休日を含む15日以上休業した施設又は時間 短縮営業した食事提供施設

> ②福岡県の休業要請が継続する店舗等(5月7日~31日の間に概ね15日以上休業した施設) 休業・時短要請が解除になった店舗等(5月7日~14日の間に概ね5日以上休業した施設又は時間短縮 営業した食事提供施設)

■申請期間:①については、5月13日から7月31日まで ②については、5月27日から7月31日まで





※詳細については下記ホームページでご確認いただけます。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kokusaikeizai/business/cotenpo.html

お問い合わせ先

店舗等への家賃支援お問い合わせダイヤル(福岡市家賃支援相談窓口) TEL 092-739-8175 ※9:00~18:00 (土日祝日も対応)

※5月27日現在の情報です。